

第 78 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 平成 30 年 7 月 11 日 (水) 15:00～
場 所 岩手県民会館 4 階第 2 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 議事
(仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書について (資料No.1～3)
- 3 その他
- 4 閉会

【配付資料】

- No.1 : (仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書に係る環境影響評価手続状況
- No.2 : (仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書に対する意見 (遠野市、釜石市、大槌町)
- No.3 : (仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

第78回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部助教	×
伊藤 歩	岩手大学理工学部准教授	○
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所水保全研究室主任研究員	○
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	○
佐藤 きよ子	元一関工業高等専門学校教授	×
佐藤 久美子	八戸工業高等専門学校准教授	○
島田 卓哉	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所鳥獣生態研究室長	×
鈴木 まほろ	岩手県立博物館専門学芸員	○
高根 昭一	秋田県立大学システム科学技術学部准教授	○
鷹 背 紅子	有限会社鷹背建築設計事務所代表取締役	○
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部講師	○
平塚 明	岩手県立大学名誉教授	○
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	○

※備考欄：○＝出席、×＝欠席

【事務局】

氏名	職名	備考
小島 純	環境保全課 参事兼総括課長	
細越 健志	環境保全課 主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長	
熊谷 綾子	環境保全課 主査	
津谷 和紀	環境保全課 主事	
吉田 拓司	環境保全課 技師	
池田 享司	資源循環推進課 主査	
千葉 隆一	自然保護課 主任主査	
山岸 孝気	県民くらしの安全課 技師	
高橋 香菜子	都市計画課 技師	
高橋 学	建築住宅課 技師	

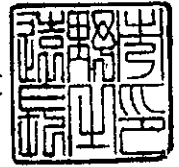
(仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力: 42,900kW	
事業の実施区域(予定地)	遠野市、釜石市、大槌町	
事業者の名称	株式会社ユーラスエナジーホールディングス	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	平成30年 5月30日付け
	縦覧期間	平成30年 5月30日～平成30年 6月29日
	住民等の意見書の提出期間	平成30年 5月30日～平成30年 6月29日
	技術審査会の審査	平成30年 7月11日
	知事意見の送付	平成30年 月 日 (期限: 平成30年 8月28日 事業者指定)

遠政第 47 号
平成 30 年 6 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

遠野市長 本 田 敏 秋



環境影響評価配慮書に対する意見について (回答)

平成 30 年 5 月 30 日付け環保第 132 号にて照会のありました標記意見について、下記のとおり提出します。今後の工法検討時に配慮願うとともに、当市に対して適宜協議していただきますよう、ご助言いただければ幸甚に存じます。

記

- 1 工事車両が当市所管の市道等を利用する場合、通行に際して必要となる幅員の拡張や、車両の往来によって道路が破損した場合等に生じる費用については、原因者に負担を求めることになるため、事前に協議を行う必要があること。
- 2 当該地域の景観保全に十分留意し、特に送電線を整備する場合は地中埋設方式を原則とし、周辺の道路等の工作物を修繕する際も、十分な協議を行うこと。
なお、「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」に基づく事前協議を速やかに行うこと。
- 3 事業予定地周辺の集落への影響を最大限考慮した調査を行なうこと。特に、振動、騒音、低周波音については、地域の要請に応じて調査内容を説明する場を設けるなど、住民理解に努めること。
- 4 遠野市景観計画に基づく景観形成ガイドラインに従い、位置、規模、形態、意匠、色彩、素材等への配慮及び「遠野市景観計画による届出行為等に関する条例」に基づき、改築する建築物の高さ又は延べ面積が定める規模を超える場合届出を行うこと。
- 5 事業予定地内に遠野市指定文化財候補地（仮称：上琴畑湿原/アゼスゲの群落地）が存在していることから湿原の保存について十分配慮すること。

岩手県

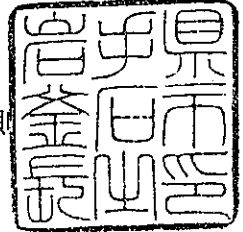
30.6.29

環保第 号

担 当	〒028-0592 遠野市中央通り 9-1 とびあ庁舎 総務企画部 政策担当 主事 箱山 大樹 TEL:0198-62-2111(内215) FAX:0198-62-3047 E-mail:taikih@city.tono.iwate.jp
--------	--

岩手県知事 様

釜石市長 野田 武 則



環境影響評価に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

平成30年5月30日付環保第132号で照会のありました標記について、下記のとおり提出します。

記

1 総括的事項について

対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境にあることから、風力発電事業更新に伴う影響を可能な限り回避・低減するための環境の保全に努め、事業を進めること。
また、工事及び輸送等にあたっては、地域住民の生活環境の保全に十分配慮すること。

2 人と自然との触れ合いの活動の場

橋野鉄鉱山（橋野高炉跡）が世界遺産に登録されたことに伴い、来訪者による県道35号釜石遠野線の通行車両が増加していることから、工事期間中は往来する一般車両へ十分配慮すること。

3 公害防止対策

水質汚濁、騒音・振動、粉じんなどの各種公害防止対策に万全を期すとともに、周辺からの苦情には誠意をもって対処すること。

4 その他

- (1) 本意見に関する措置を講じるにあたっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価方法書の作成にあたっては、これまでどおり専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう留意すること。

以上



担当：岩手県釜石市市民生活部
環境課環境保全係 藤原豊樹
電話：0193-27-8453（直通）
FAX：0193-22-2199

大政発第 94-1 号

平成 30 年 7 月 3 日

岩手県知事 達増 拓也 様

大槌町長 平野 公三



「(仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画 計画段階環境配慮書」に対する
意見について

平成 30 年 5 月 30 日付環保第 132 号において照会のありました標記の件について、下記
のとおり回答いたします。

記

- 1 配慮書の内容について
特に問題ないと考えます。
- 2 その他

当町の小槌地区の表記が「小槌」となっている部分の修正をお願いします。



担当

総合政策部総合政策課 山崎

TEL 0193-42-8724

FAX 0193-42-3855

(仮称) 釜石広域風力発電事業更新計画 計画段階環境配慮書に対する
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《配慮書》 p2

本当に「事業を通じて地域活性化に貢献すること」が本事業の目的なのか。
本事業が地域活性化に寄与すると考える理由を具体的に説明し、方法書以降ではその内容を掲載いただきたい。

(高根昭一委員)

【回答】

当事業の主目的は、再生可能エネルギーの供給により地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資することですが、地元の土地や風力エネルギー資源を利用して事業を実施させていただく以上、地域活性化にも貢献したいと考えています。

具体的には、風力発電施設の建設・操業において地元企業にご協力いただく等により、地域住民の方への雇用機会の創出にもつながると考えられるほか、法人税・固定資産税等の地方税といった税制面でも貢献できるものと考えます。経済面の効果のみならず、風力発電施設内の見学会や出前授業等、施設を通じて風力発電の啓発活動を実施することで、地域の再生可能エネルギー推進に対しても貢献できるものと考えております。その他にも、地元イベント等への参加や、寄付・協賛等、地域のニーズに合わせた地域貢献に努めています。

具体的な内容の代表例は弊社ホームページ（下記 URL）でも公開しています。方法書以降における記載については検討いたします。

<http://www.eurus-energy.com/csr/>

【2】

《配慮書》 p3

2.2.3 において、「※基数の調整や出力の抑制により発電所出力を調整する」と書かれているのは、発電所の出力以上の風力発電設備を建設し、その出力の合計が 42,900kW を超えないように稼働させるということか。

そうだとしたら、最大で $4,000\text{kW} \times 19 = 76,000\text{kW}$ となり、42,900kW の 1.8 倍弱となる。このような計画の事業性と環境への配慮との関係について事業者の見解を説明いただきたい。

(高根昭一委員)

【回答】

発電出力の合計が既設発電所設備容量の 42,900kW を超えないよう抑制制御を行うことにより、既設発電所の設備容量以上の風力発電機を設置することを検討中ですが、実際の発電所の配置、基数、規模や出力については、今後の環境影響評価の調査結果や風力観測の結果を踏まえたうえで決定したいと考えております。

既存風力発電設備に比べて更新後の風力発電設備総容量が大きくなる可能性があることについて、再生可能エネルギーの送電線への接続問題が深刻化する中、限られた電力系統への送電容量に対して、出力抑制を前提に発電所全体の発電量を増加できないか検討するものであり、事業性を保ちつつ、環境への配慮を怠らず、地域の風力エネルギー資源を最大限有効活用できるようバランスすることが重要と考えております。

【3】

《配慮書》 p3

本事業は既設の風力発電機の更新を目的にしており、事業実施想定区域はほぼ既設風力発電と同位置になる。既設風力発電の実際の発電出力はどの程度か教えていただきたい。

(齊藤貢委員)

【回答】

発電「出力」は42,900kWとなります。

なお、直近1年間の既存風力発電所の年間発電電力量は概ね131百万kWhでした。

【4】

《配慮書》 p12

設置する風力発電機について、既設のものと更新後のものを比較すると、ローター径や高さがほぼ2倍となる。1基あたりの出力が4倍になるなど、メリットも大きいと考えられるが、デメリット（環境への負荷の増加）も多々あると考えられる。道路の拡幅工事の規模や、景観、近隣の住民への圧迫感等を考えると、2,000kW台や3,000kW台の発電機を検討してもよいのではないかと。発電機のサイズについて、検討した経過や結果を説明願いたい。

(佐藤久美子委員)

【回答】

風力発電機の機種は現時点で未選定であり、配慮書においては現時点で想定する最大級の単機出力を記載しました。今後、輸送調査のほか環境影響評価の調査結果や風力観測の結果等を踏まえたうえで決定したいと考えております。

なお、道路拡幅については、近年、新型の起立式輸送車両が登場したことで、風車が大型化しても拡幅必要箇所（範囲）を少なく抑えることが可能となっております。

景観については、環境影響評価手続きの評価項目に選定していますので今後県の委員の皆さまにもご意見を頂くこととなりますが、本件発電所については最寄りの住居や集落までの距離が相当程度確保できているため、仮に4,000kW級の大型機を採用した場合においても圧迫感の増大等は限定的だと考えております。

また環境影響評価手続きとは別に、近隣住民の方々には今後採用機種を検討する過程において適宜事業説明会を実施し、フォトモンタージュ等をお示ししつつ、ご意見等を踏まえ合意形成に努めて参ります。

事業者としては、より多くの再生可能エネルギー電気を発電して火力発電を代替することが温室効果ガスの削減に資するものと考えており、一般に2,000kW 2基よりも4,000kW 1基のほうが、より多くの発電量を得られるケースが多いため、行政手続きや輸送、環境影響評価の経過／結果を踏まえつつ、本件においても採用を検討して参りたいと考えております。

【5】

《配慮書》 p12

既設風力発電機よりローター径、高さが2倍近く増大することによる希少種等への影響を確認していただきたい。

(花巻保健福祉環境センター)

【回答】

風車が大型化することにより、ブレードが通過する空域の下端は既設の地上約37mから約50mへ、上端は既設の約99mから約170mへと上昇します。これにより、比較的低い高度を利用する種への影響は低減する可能性があります。逆に高高度を利用する種については移動の障害や衝突死のリスクが高まる可能性があります。

本事業の環境影響評価にあたっては、国内外における風力発電機のバードストライクやバットストライクに関する調査研究等も参考にしながら、風力発電機の大型化に伴う希少種等への影響の程度について予測評価を行ってまいります。

【6】

《配慮書》 p12

2.2.5の2で変電施設が「検討中」なのは、既存の変電施設を利用しないということか。検討の内容として、(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画で建設される(であろう)変電施設と関係はあるのか。

本事業が更新(リプレース)でありリパワリングではないことを確認したい。

(高根昭一委員)

【回答】

ご指摘の通り、本事業は更新(リプレース)計画となります。したがって、変電施設(変電所)についても基本的に既存設備を継続して利用する予定ですが、設備の経年劣化について評価を行った結果次第で変電所内の設備を入れ替える場合も想定されることから「検討中」とさせていただきます。拡張計画で建設される変電設備との共用は現時点では想定しておりません。

【7】

《配慮書》 p13

2.2.7では既設の風力発電設備の撤去は含まれていないが、本事業における工事との関係を説明いただきたい。

(高根昭一委員)

【回答】

発電所アセス省令第21条第2項第1号に記載のとおり、「特定対象事業の一部として」撤去工事を行う場合には、撤去工事を環境影響評価の対象事業に含めて調査、予測及び評価を実施する方針です。撤去工事の詳細については現時点では未定であり、今後の設計において具体化していきます。方法書以降の手続きにおいてはその時点で想定される最大の影響を考慮し調査、予測及び評価の手法を検討・実施いたします。

【8】

《配慮書》 p15

本事業実施区域は、（仮称）釜石広域風力発電事業拡張計画と重なっているため、単純に本事業のみの影響評価を判断することは困難である。先行の拡張計画事業（準備書）で実施したデータを十分に検討した上で、本事業によりプラスされる影響を評価していただきたい。

（齊藤貢委員）

【回答】

方法書以降の環境影響評価において、隣接する拡張計画の環境影響評価の際に得られた情報等も十分活用しつつ、拡張計画との複合的影響についても予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。

【9】

《配慮書》 p40-44

釜石市の既設風力発電施設において、衝突数の事後調査の方法と実施日数、衝突死した鳥類の種類と個体数を知りたい。

（由井正敏委員）

【回答】

事業者は平成16年12月の運転開始以降、タワーを中心にローター径を一辺とした正方形の範囲を対象とした全基巡回を月1回実施しております。この他、平成26年5月～11月に毎月1回、タワーから半径100m範囲の踏査可能面積が広い風車20基を対象としたバードストライク調査（調査会社への委託業務）を実施しております。その結果、ブレードへの接触の可能性があるものとして、事業者による巡回でイヌワシ1個体、アマツバメ1個体、キンクロハジロ1個体、バードストライク調査でホトトギス1個体、カケス1個体を確認しています。また、タワーへの衝突と思われるものとして、事業者による巡回でヤマドリ3個体、カッコウ1個体、猛禽類の定点調査時にコサメビタキ1個体、ヒナコウモリ1個体を確認しております。

【10】

《配慮書》 p68 図3.1.5-7 現存植生図

- ・ 図のもとになったデータが何年の調査のものかを示していただきたい。
- ・ 図が小さすぎて判別できないので、事業実施想定区域の部分を拡大したものを示していただきたい。

（鈴木まほろ委員）

【回答】

第7回自然環境保全基礎調査に基づくもので、調査年は2005年（平成17年）、2008年（平成20年）、2013年（平成25年）です。

事業実施想定区域の範囲の拡大図を別紙でご用意しました。（→別紙1）

【11】

《配慮書》 p94、p165

事業に関連する3市町で牧野は27,300haあるが、そのうち事業区域内には何ha存在するの
かを知りたい。釜石風力の開発に当たり設置された釜石市の委員会では2つの牧野組合が委員
として参加し、風車が立てば牧野の維持にも貢献すると期待していたことから、開発推進を決
めた背景がある。この2つの牧野組合の現状と、事業区域内の牧野としての土地利用の現況を
知りたい。

P165にはイヌワシが風車周辺に出現しなくなった理由として「植生変化（非草地化）」が
示されているので、非草地化の面積を知りたい。（由井正敏委員）

【回答】

環境省植生図から求めた事業実施想定区域内の牧野面積は2008年（平成20年）時点（一部は
2005年）で276haです。琴畑牧場の全域、白見牧場の一部、新山牧場の一部、和山牧場の一
部、貞任山口牧場の一部は、既設風車の建設後、放牧や採草を取りやめておりますが、それ以
外は引き続き放牧や採草を行っている認識です。

「釜石市風力発電事業推進検討委員会 野生生物保護対策部会」に参加していた「栗橋牧野
農業協同組合」の現状については、和山牧場の牧場総面積1,640haのうち放牧地が600ha、林
地放牧地が530ha、未利用地が405haであり、現在の経営形態として、夏季利用のみが行われ
ており、平成27年7月1日時点で96頭の肉用牛が飼養されています。なお、同様に上記部会
には参加しておりませんが、遠野市側組合の1つである「貞任牧野農業協同組合」の現状につ
いては、貞任山口牧場の牧場面積484haのほぼ全域が遠野市畜産振興公社へ貸し出されてお
り、うち林地放牧地が217haとなっています。また、遠野市側組合のもう一つの「土淵放牧農業協
同組合」の現状については、上記のとおり琴畑牧場の全域で放牧や採草を取りやめている認識
です（一部耕作地としての貸し出しは行っている模様）。（「全国公共牧場マップ」（一般社
団法人日本草地畜産種子協会HP、<http://souchi.lin.gr.jp/farmmap/>）による）

事業実施想定区域の植生については、今後の現地調査により詳細に把握する予定であり、非
草地化の面積は現時点でお示しできませんが、既設風車の敷地に関しましては、周辺からヤナ
ギ類や高茎のススキやササの侵入があり、その面積は改変面積の10パーセント程度と考えら
れます。

【12】

《配慮書》 p162

①本事業区において2008年9月に日本最初のイヌワシの衝突死が確認されたことが記載されているが、衝突発生の原因は特定できていないとしている。②しかし、事業者は釜石広域風力拡張計画準備書（H27.2 発刊）の作成過程において、委員会を設けて検討し、その結果を公表するとしているにも拘わらず、未だに公表していない。③衝突の原因は、釜石風力の開発に当たり釜石市が設置した委員会（H12～H14）で委員が要請したにも拘わらず、事業者が事前の調査（特に8-9月）を全く実施無かったことによるものである。特に衝突した9月は事後の調査で最も多数の飛来が確認されており、その頻度から推定すれば数年で衝突することが予測できたはずである。④この原因結果を踏まえれば、本地域で風力発電開発を行ったこと自体が企業倫理を逸脱した行為と言える。ましてやその反省も無く同じ場所にさらに大型の風車をリプレースすることは許されない。⑤設置台数は56%減少するが、イヌワシが衝突する危険のある風車回転円球体積は合計で3.3倍になる。（由井正敏委員）

【回答】

②について

ご指摘のとおり、弊社は2008年（平成20年）9月に既設事業においてイヌワシの衝突死が発生してしまったことを踏まえ、釜石広域風力拡張計画（以下、拡張計画）の準備書作成にあたり、「釜石広域風力発電事業拡張計画（仮称）における希少猛禽類に関する意見交換会」（2013年／平成25年8月～11月）を設け、由井委員にもご出席頂き、様々なご指導、ご助言を頂戴しました。

また、当該意見交換会における検討結果については、拡張計画の準備書公表の際に「留意事項」として以下のように記載させて頂いたものの（P552～P557）、由井委員より「公表した」とご認識頂くに至らなかった点については、弊社の説明を含む対応が十分でなかったものと深く反省すると共に、真摯にお詫び申し上げます。

<参考：当該拡張計画準備書中の「留意事項」記載内容 一部抜粋>

- ・ 「（既設発電所の）運転開始前は、繁殖への影響を考慮し、非営巣期よりも営巣期に重点を置いて調査を実施した」と記載。
- ・ 「（既設発電所の）運転開始後は、非営巣期についても頻度を上げて調査を実施した。その結果、調査地域及びその周辺に関しては、営巣期の出現は少なく、非営巣期の出現が多い傾向が見られた。」と記載。
- ・ 「特に既設風力発電機の運転開始（2004年／平成16年12月）後は、9月前後の調査時に回数多く確認された。」と記載。
- ・ 「（拡張計画の事前調査について）…非営巣期に重点を置いて風力発電機建設後の飛来状況を把握することが重要である。」と記載。

企業として委員からの信頼を失ってしまいました現状については決して弊社の本意ではなく、改めるべき点については改めて参るべく、速やかにご相談させて頂くことを希望しております。

①、③について

ご指摘のとおり、既設風力発電所の開発に際しては、釜石市に設置された「風力発電推進検討委員会 野生生物保護部会」（2000年～2002年／平成12年～14年）において由井委員はじめご専門の方々より、各期を通じた確認調査の重要性を含め、種々ご指導・ご助言を頂戴しました。

然るに、結果としてご指摘の非営巣期の事前調査が不十分なまま営業運転を開始するに至ったことや、営業運転開始後の事後調査結果（非営巣期に多数の飛来）に対して十分な対策を講じきれなかったことにつきましては、事業者として大いに反省するところでございます。

なお、本件（更新計画）配慮書においては「発生の原因については特定できていない」と記載致しましたが（P162）、方法書以降の図書においては当該表記を削除の上、一連の経緯について記載する方針です。

④について

このような事態を引き起こしたことを弊社としても真摯に受け止め、今後は調査等に関する助言に関しまして十分内容を確認させて頂くとともに、風力発電の事業推進にあたりましては希少種であるイヌワシが風力発電機に衝突しないよう十分な配慮を施した上で、慎重かつ丁寧な取り組みを行っていく所存です。

⑤について

イヌワシが既設風力発電機を回避していると推定される結果（配慮書 p165 の表 5.3-7）を見ますと、過去数年間の飛来の傾向からは、イヌワシが風力発電機に衝突する可能性は低いものと考えられます。

しかしながら、平成 20 年に実際にイヌワシの衝突事故が発生した点を重く受け止め、今後同じような事故の発生を回避できるよう、事前の環境調査、予測評価、環境保全措置の検討及び事後調査に最大限努力してまいります。さらに、事後調査において衝突の可能性が高まる状況が確認されれば、専門家の指導を仰ぎ、追加的な環境保全措置を講じることといたします。

また、環境保全措置につきましては、風車の目玉マーク等で風車の視認性を高める対策や、鳥類が嫌忌する音によって風車を認識させる対策等を想定していますが、今後、より効果的な対策が開発された場合には、その導入も積極的に検討してまいります。

【13】

《配慮書》 p162

本事業区周辺には3ペアではなく5ペアのイヌワシが生息し、本事業区一帯を行動圏（特に夏秋期）としていたが、そのうち3ペアは風力発電稼働後に消失した。風車が立てばその周辺をイヌワシが回避することは、今回の配慮書 p165 の表 5.3-7 を見れば明確である。平成 29 年に本事業区周辺で巣立ったイヌワシは0羽であった。釜石風力増設計画でさらに57基が設置されれば、現在かろうじて生息している残りの2ペアも重大な打撃を受ける。事業者は増設計画に伴い、遠地の牧草地などを代替餌狩場として活用する計画であるが、その場所はもともと別ペアが営巣地近傍の餌狩場として利用していた場所であり、代替地にはなり得ない。

（由井正敏委員）

【回答】

事業実施想定区域周辺に生息するイヌワシペアの繁殖状況及び生息状況について、個別の情報は公表されておらず、その動向は把握できておりませんが、例えば、岩手県環境保健研究センターのホームページに掲載されております岩手県内のイヌワシの繁殖状況を拝見しますと、既設風車建設前後、イヌワシのバードストライク前後で合計ペア数に大きな変化は見られず、ヒナの巣立ち数（推定を含む）も一定数維持されていることが伺えるかと存じます。

拡張計画で検討しております代替餌場の創出につきましては、植生遷移が進行して餌場としてのポテンシャルが低下している箇所を対象としてその回復を図るものであり、当該地域のイヌワシ個体群の維持に貢献するものと期待して実施するものです。

【14】

《配慮書》 p169、170

事業実施想定区域では、イヌワシ及びクマタカの生息環境に影響を与える可能性があると評価されているので、専門家及び関係機関から意見聴取し、イヌワシ、クマタカ及びその他の希少野生動植物の生息域の保全に配慮し、重大な環境影響を回避していただきたい。

(花巻保健福祉環境センター)

【回答】

本事業の環境影響評価にあたっては、現地調査を行うことはもとより、隣接する拡張計画の環境影響評価の際に得られた情報等も十分活用して影響の程度について予測評価を行います。その際には専門家や関係機関への指導を仰ぎ、その結果に基づいた適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避・低減に努めてまいります。

【15】

《配慮書》 p203

開発予定区域内は希少な昆虫、両生は虫類の生息が確認されていることから、専門家等の意見を踏まえた上で、十分な対策を講ずるよう検討していただきたい。

(自然保護課)

事業予定地周辺では、希少な鳥類が確認されているため、事業実施時には影響がないよう配慮願いたい。(岩手県希少野生動植物の保護に関する条例)

(沿岸広域振興局保健福祉環境部)

【回答】

本事業の環境影響評価にあたっては、現地調査を行うことはもとより、隣接する拡張計画の環境影響評価の際に得られた情報等も十分活用して影響の程度について予測評価を行います。その際には専門家や関係機関への指導を仰ぎ、その結果に基づいた適切な環境保全措置を講ずることにより、影響の回避・低減に努めてまいります。

【16】

《配慮書》 p205

環境配慮書について、委託した部分としていない部分を明確にしていきたい。

(高根昭一委員)

【回答】

環境配慮書全体の作成、編集は受託者が行っており、事業計画、工事計画に係る内容については事業者から受託者へ情報提供しています。

【17】

《配慮書》

既設の事業で事業者が把握している、工事段階や施設の稼動に伴って生じた苦情やトラブル等について、内容や件数を教えていただきたい。

もしそのようなものがあつたとしたら、事業者の行った対応についても説明いただきたい。

(高根昭一委員)

【回答】

地元住民の方々との関係においては、過去、既設風力発電所の操業中にサイトへのアクセス路からミズバショウ群生地に泥水（雨水）が流れたという、一般の方から釜石市への連絡がありました。原因は大雨により泥水がアクセス路を伝って群生地に流れ込んだものであり、植生土囊によりアクセス路の修復を行い対処した結果、その後泥水の流れ込みは生じておらず、ミズバショウ群生の生育にも影響は生じていません。

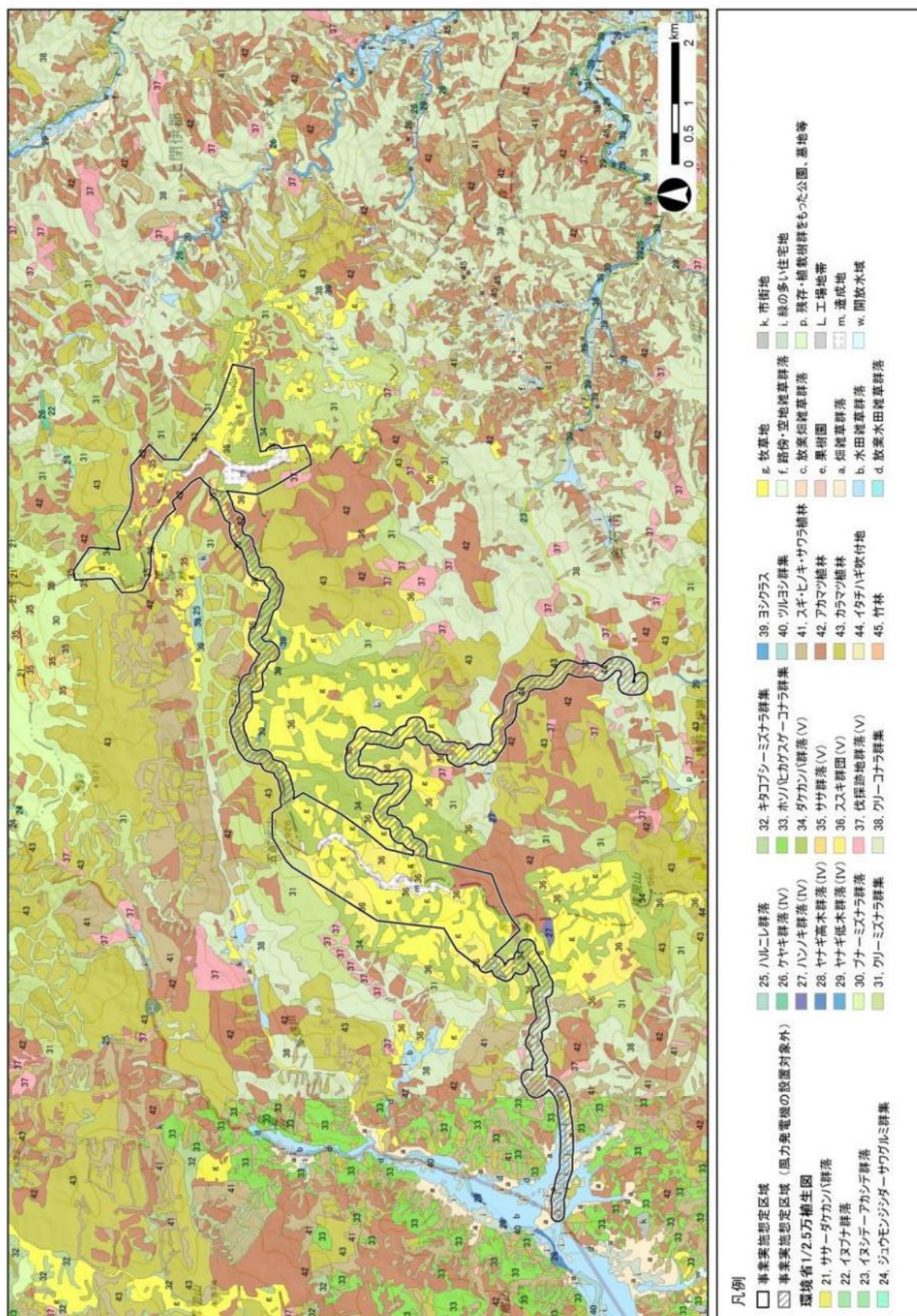


図1 現存植生図（全体図）

出典：植生調査（1/25,000縮尺）（環境省生物多様性センター）
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>

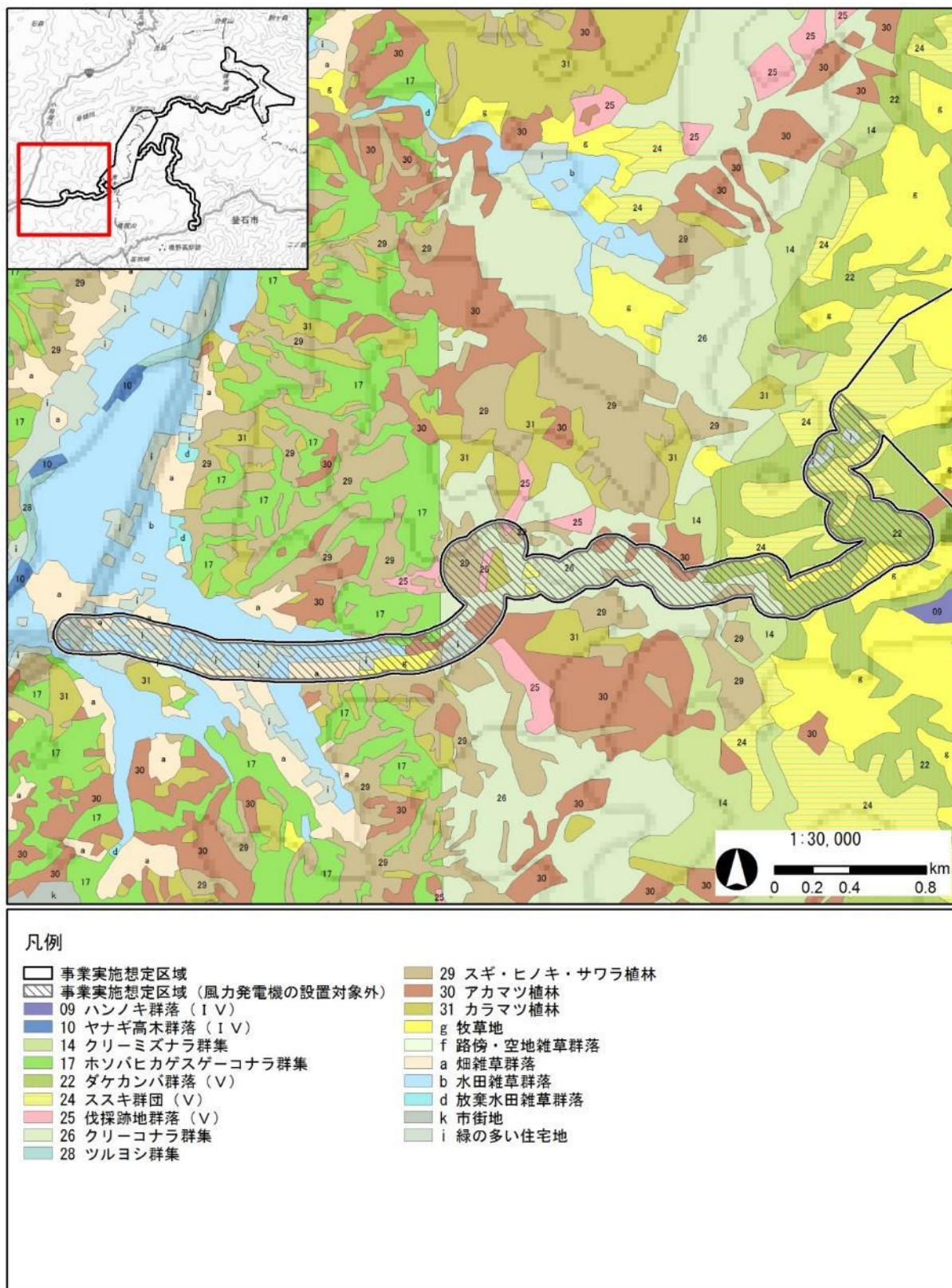


図1 現存植生図（西側道路）

出典：植生調査（1/25,000縮尺）（環境省生物多様性センター）
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>

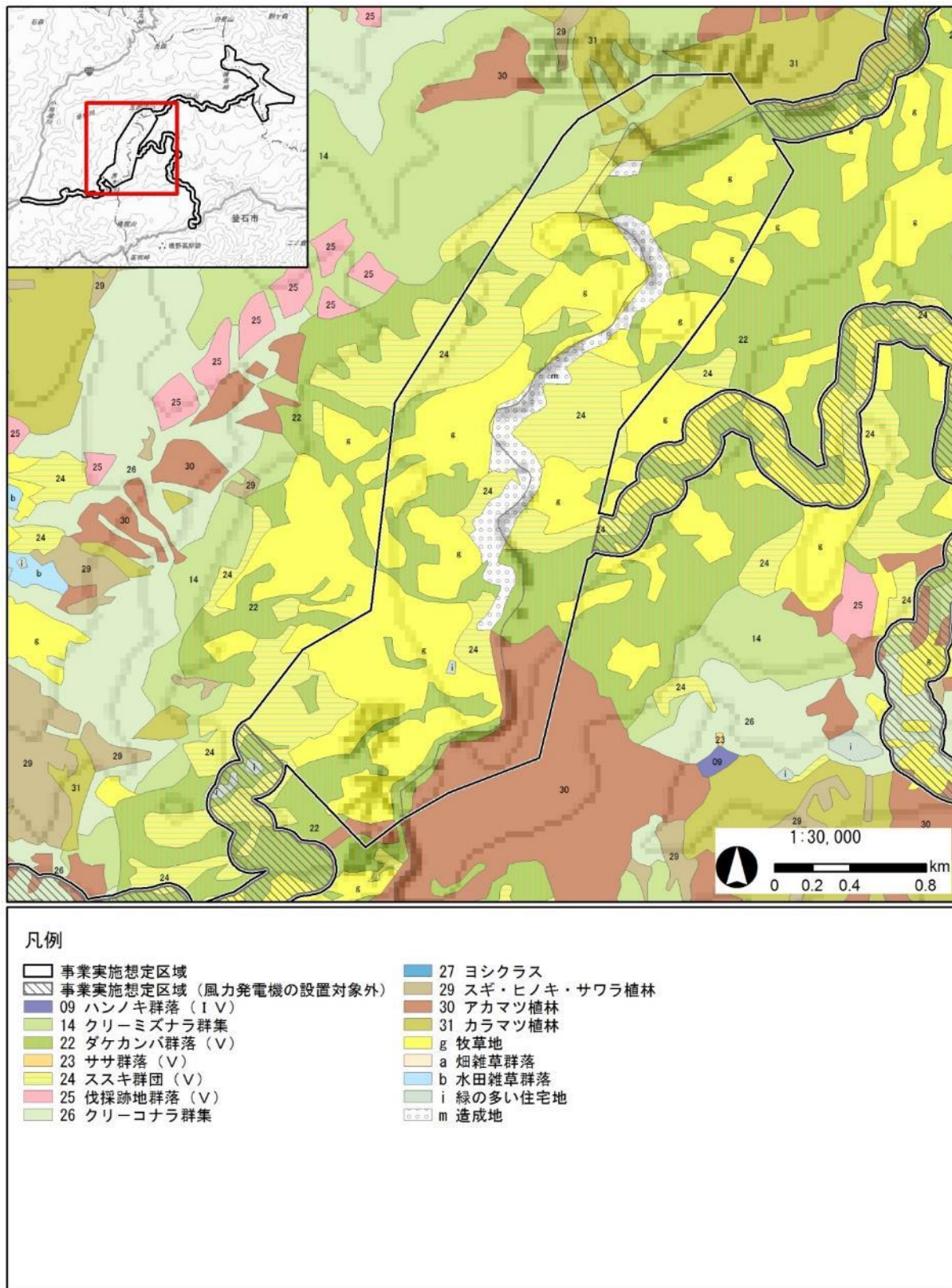


図2 現存植生図（西側風車列）

出典：植生調査（1/25,000縮尺）（環境省生物多様性センター）
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>

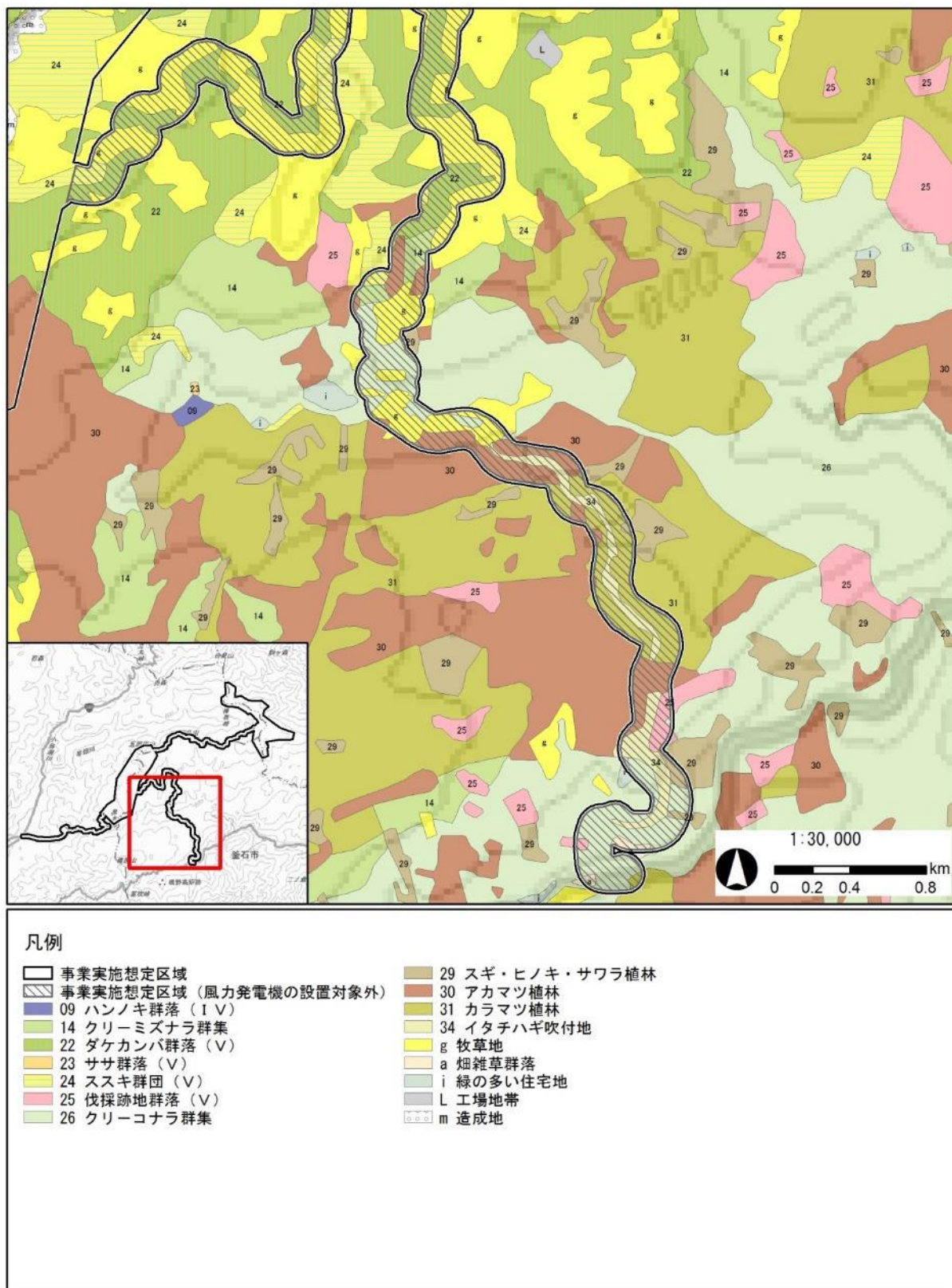


図3 現存植生図（南側道路）

出典：植生調査（1/25,000縮尺）（環境省生物多様性センター）
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>

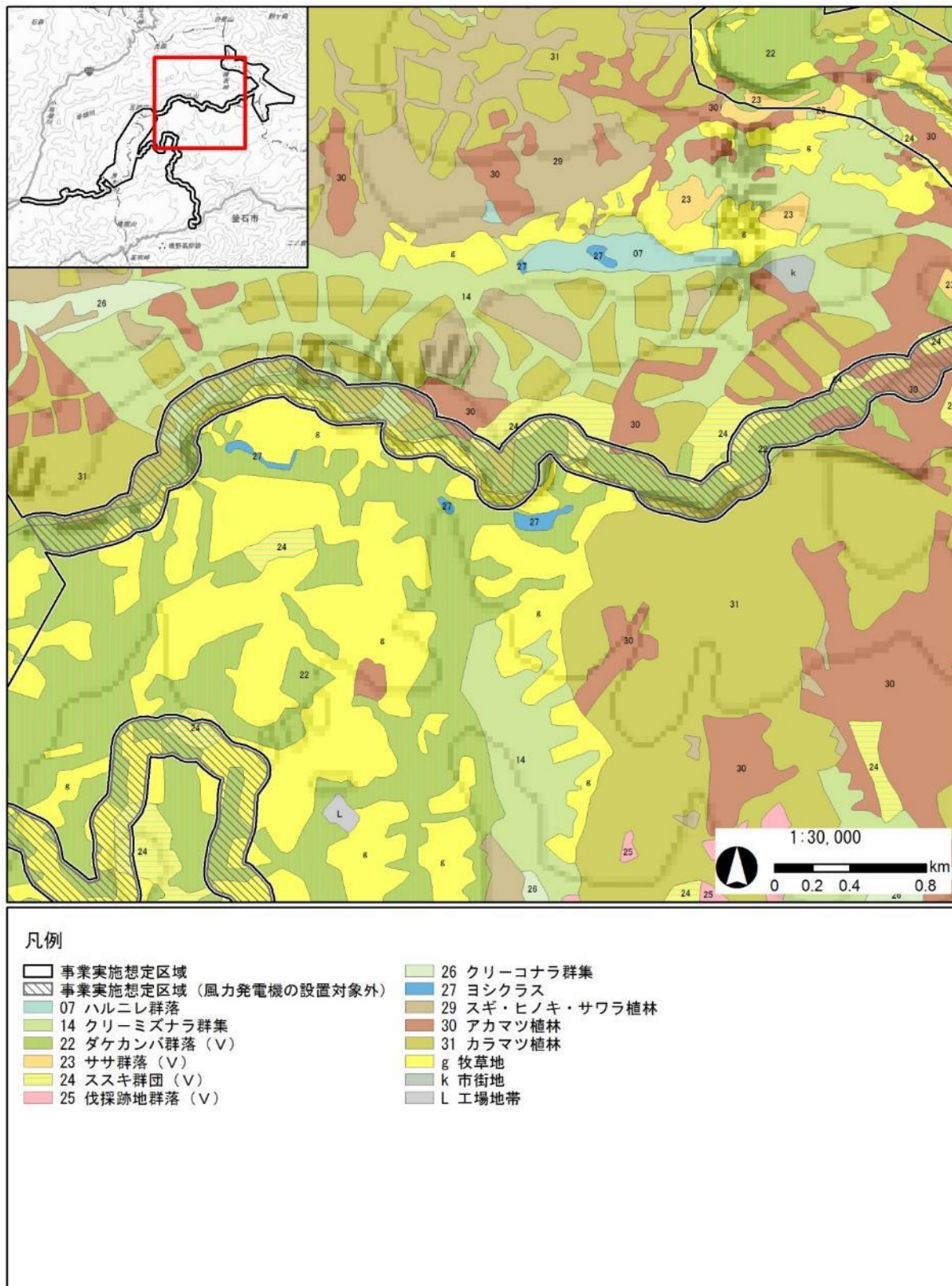


図4 現存植生図（中央道路）

出典：植生調査（1/25,000縮尺）（環境省生物多様性センター）
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vsg67>

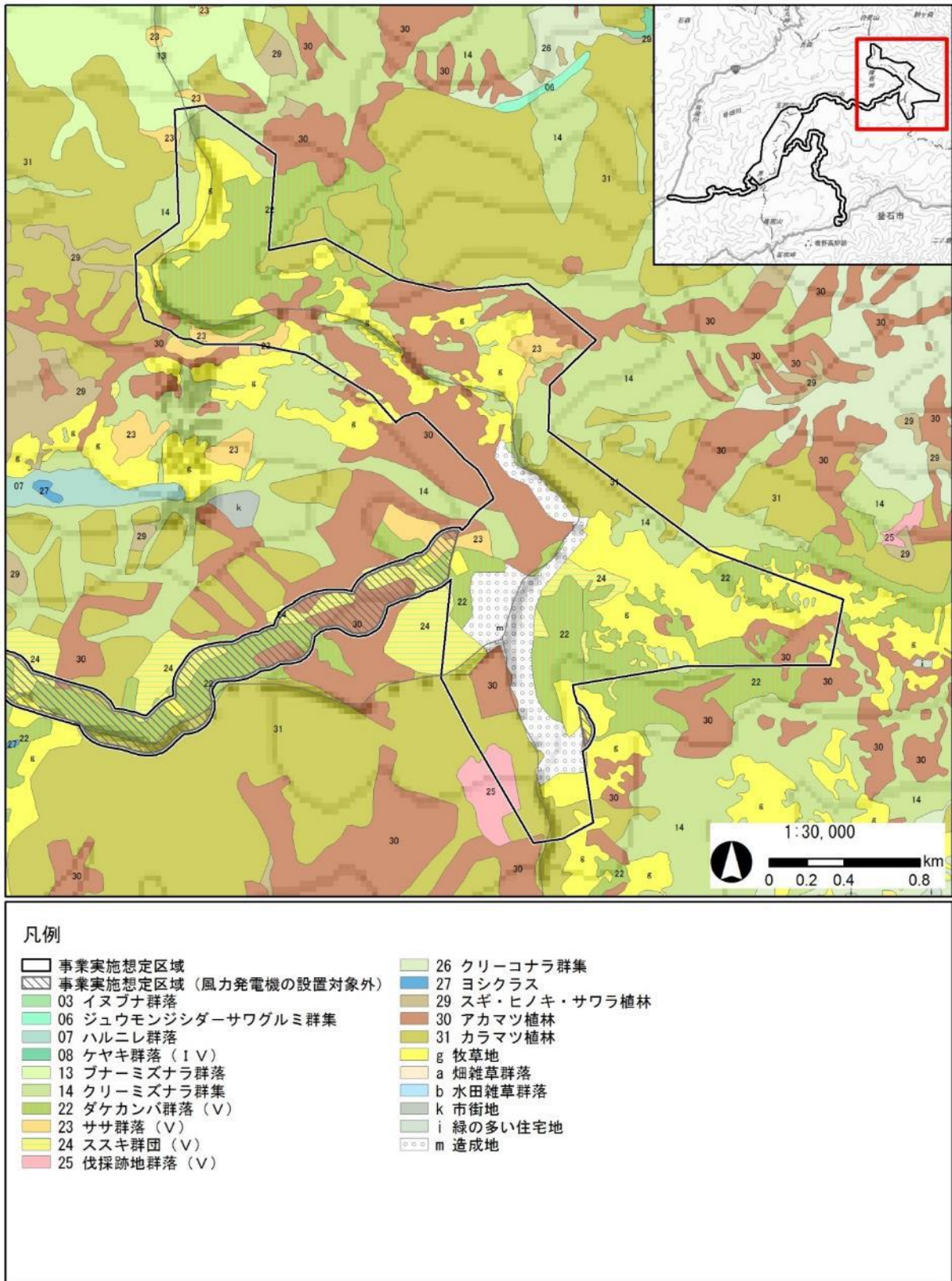


図5 現存植生図（東側風車列）

出典：植生調査（1/25,000 縮尺）（環境省生物多様性センター）
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=v67>